

論 說

吾妻鏡の本文批判のための覚書

——吾妻鏡と明月記との関係——

本稿は、吾妻鏡の記事が編纂者たちによってどのようにして記事に仕立てられたか、つまり、吾妻鏡の何年何月何日の条の行文がどのような史料によって書かれたか、また、どのような経過を辿ってそこに収まったか、といった問題を考えてみようとしたものの一環として執筆した。本文批判の前提ともいえるべきこの作業は、副題にいうとおり、ここでは吾妻鏡と明月記との関係を中心にして扱っている。

吾妻鏡の編纂の材料として既に指摘されているものは、日記では藤原兼実の玉葉、藤原定家の明月記、京下りの公卿として鎌倉に止住し將軍に近侍した二条教定の日記<sup>(2)</sup>があげられている。そのほか、軍記物語の平家物語の諸本<sup>(3)</sup>、將軍実朝の歌集の金槐和歌集、紀行文で作者未詳の海道記、回想記風の雑史六代勝事記<sup>(4)</sup>などもあるし、また天台座主の補任の記録ではあるが、山門関係の小史としての意味を当時から持っていた天台座主記もあげられる。これらは指摘されてから既に相当の年月が過ぎたが、今日その指摘どおり、吾妻鏡の編纂材料であったかどうか、疑問の余地が残る書物も二三にとどまらない。私はそのうちの金槐和歌集の成立事情を考えながら、果してこの書物が吾妻鏡の編纂材料であったかどうかについて考え直そうとしたこともあったが、こうした原史料の出所を求める場合、常に問題となることは、編纂者たちは、どの範囲に材料を求めて、それをどのように記事に纏めて掲載したかといった、彼らの編纂の実態が具体的にないため、結論が出にくく、それも考え

益 田 宗

られるが、立場を換えればこうも考えられるといった低迷状態に陥入りやすかった。この状態を脱するには、まず第一に、編纂の材料として誰も異論がなく、その材料の筆録又は編纂された年代が明らかで、かつ従来の経過をはっきりと把握することのできるものを対象にとつて、吾妻鏡の編纂の実態を把握しておく必要があることを痛感した。ここで登場するのが、この藤原定家の日記の明月記である。今仮りに、天台座主記を組上に載せたとしてしよう。この書物は或時期の編纂物であるが、一度成立してから順次改編増補されて、それぞれに異文を含んだ諸本を派生させてしまっているから、本源的な成立年代が吾妻鏡の成立年代より先であっても、吾妻鏡と関係する行文がその本源的書物にあったかどうかは、天台座主記諸本の系統研究を経た後でなければ決定することはできない。順次増補された過程において、吾妻鏡から逆に増補された行文である可能性もあるからである。また、散逸して現存しない大きな編纂材料のことを考えに入れねばならないとすると、こゝらで明月記を主たる対象として、今までにいろいろな断想風に考えられていた編纂の実態に、いくらかでも光をあてられることができるとしたらば、今迄の見方では編纂材料とは考えられぬ書物についても、更に一歩進んで何らかの光をあてることができのではないだろうか。目論見は次から次へと高次の段階へ発展しはするが、分析は低迷状態をそれほど脱したとは思えない。初めにちょっと断っておかねばならないのは、吾妻鏡についての私の

考えてである。吾妻鏡については、古典的な通説である和田英松・八代国治の説以来、まとまった研究がない。従って、その旧説のどのへんが今日なお通説として価値をもつものか、どの点については今日では学説史上の価値しかもたないのか、判然としない。これらの点については、別に機会を改めて私なりの考え方を発表することにして、こゝでは関係ある一二の点についてのみ、通説と異なる部分を断っておくにとどめる。

吾妻鏡が前半(源頼朝・同頼家・同実朝)と後半(藤原頼経・同頼朝・宗尊親王)とに分かれ、別々に編纂され成立したという点については、私はそのように考えてはいない。もちろん大部の書物であるから、一度に成立するはずもなく、完成には巻々によって遅速の差が出たであろうことは事実である。また編纂者にも初めと終りとでは多少の出入があったであろう。けれども、一部・二部といった別々のものであったとは考えられないのである。従って、編纂年代も、一括して十三世紀末から十四世紀初頭にかけて編纂されたという、従来の後半成立年代を以って全体のものと考えてるのである。さらにいうならば、或る種の体裁上の問題とからんで延び延びになって、全体としての完成を遂にみることもなく、立ち消えになったものと思っている。この点は、後日に譲る。

吉川本が草稿本の形を伝え、北条本が整理された浄書本の形を伝えているという説については、全くといってよいほど否定的である。この点についても、別に「慶長古活字版吾妻鏡の成立」と題して近く発表する予定であるので、詳細はそこに譲るが、吾妻鏡の諸本の本文系統は、原本文——これは今日その記述の多さからみて広本と名指してよい——から一部分の巻々について抄略した本文——略本が生まれ、さらにこれを簡略にした再略本が派生する。しかも書物としては具合悪いことに、全体が纏まって——成立しなかったものを全体として纏まる纏まらぬと云々するのも変だが——伝来しないで、各巻がてんでんばらばらに散在し所々に伝来したため、後世、吾妻鏡の存在に気づいた人々たちは、文字どおり東奔西走して巻々を掻き集めた。広本あり略本あり再略本ありの

吾妻鏡は、こゝにおいて混乱を来した。従来から手許にあった略本は新に将来された広本によって取って替られ、広本の欠を補って略本の一巻が挿入される。吾妻鏡の所蔵者といっても欠本が多い本の持ち主にすぎぬ。徳川家康もその一人で、手許に数巻の吾妻鏡を所蔵してはいたが、不足分は多く、たまたま黒田長政が、小田原北条氏伝来の吾妻鏡一部を献上したのを機に、彼此合体した末、慶長十年に古活字本を出版した。これ以降、吾妻鏡は披見が容易になり、この本によって、自らの欠巻の部分を手易く補うことができるようになった。最近紹介された萩毛利家本なる吾妻鏡の写本もその一つである。手持ちの文禄五年書写の奥書がある写本ほかに、不足の部分はこの慶長古活字本で写して補っていることは、その幾つかの冊の巻頭に、写本としてはあるまじき「新刊吾妻鏡」という、古活字版の巻頭の一行を写していることから、一目瞭然である。吉川本は右田弘詮の跋文によって、足入れ本であること明かであり、島津本・北条氏伝来本も諸般の事情から足入れ本であることに間違いはない。こういった事情だから、本稿において私は、個々の具体的な所蔵伝来の系統にはよらず、適宜その巻その巻の広本を選んで、使用している。私が使用している部分を大きく欠いている一本があると既に指摘されているが、一言の断わりもなくその部分を欠いていない本にやっっているのは、このためである。

次に藤原定家の日記、明月記の伝来について触れる。定家の子の為家がその子為相に宛てた譲状によると、明月記は治承承から仁治までの期間、書かれていたという。定家は仁治二年(一二四一)に薨ずるから、死の直前まで日記をつけていたとみられる。しかし現存の部分は、治承四年(一一八〇)から嘉禎元年(一二三五)までで、その間にも欠落している歳月が多い点、吾妻鏡と対照する際に留意しなければなるまい。定家の死後、明月記の原本は、和歌文書等とともに子の為家の相伝するところとなったが、為家はその死に先達つこと二年前の文永十年(一二七三)

八月に、これを末の子の為相に譲与している<sup>(11)</sup>。為家が、為相の異母兄にあたる京極為氏や二条為世に伝えなかつたことは、後に、吾妻鏡が明月記を採録しようとした場合、好都合だった。しかも異母兄たちは、明月記原本はおろか、写本も所持していなかつたのではなからうか、と思われるふしがある。

明月記には、鎌倉後期あるいは南北朝期の古写本といったものが殆どない。また転写本の奥書にも古い本奥書載せるものがない。有名な延慶訴陳状の中で、定家の孫たちは、京極為兼が「貞永記廿卷」二条為世が「元久記」や「定家卿元久元年七月廿二日記」を引いてそれぞれの主張を述べているが、これらはどうも歌道関係の別記であつて、日記としての明月記を指すのではないようである。為世いうところの「定家卿元久元年七月廿二日記」は、日記のその日の条が元久元年秋の巻の自筆本として残っているけれども、内容が両者別である。為兼のいう「貞永記廿卷」にしろ、巻数が多すぎて、日記とは断定しかねる。従つて、延慶訴陳状の記述を以つては、明月記の写本の存在を示すことにはならない。

写本が手易く作られなかつたということは、子孫の冷泉・京極・二条という各流派の歌壇における対立関係を考慮すれば、首肯できぬことではない。全体として流布の写本が作られたのは、近世に入つてからである<sup>(9)</sup>。従つて自筆の原本は、ごく少数の巻々とその断簡とが、別の目的で襲藏者の手許から巷間に流出した以外は、全体として近年まで冷泉家(上冷泉)に伝えられていた。昭和十五年藤原定家卿七百年記念遺宝展では、このうちから六巻を展覧したに過ぎず、以降、家憲によつて他見を禁じられたといわれる<sup>(10)</sup>。最近の事情は別にして、以上から、吾妻鏡の編纂時、すなわち鎌倉後期にも、写本は作られていず、気軽には原本所持者が他見を許さない事情にあつたことを知る事ができると思う。

従つて、十三世紀末〜十四世紀初の原本の所在が、当面の問題を考へるに一番必要なこととならう。その原本所持者冷泉為相は、これを子の

為秀に譲ることになる。広橋家記録に収められている二条良基の記によると、その当時、為秀が明月記の原本を相伝しているほかに、明月記を所持している者がいなかつたという<sup>(11)</sup>。この良基の言なども、さきの推定の裏付とすることができよう。吾妻鏡の編纂者が明月記から史料を求めようとしたのは、冷泉為相の許以外にはありえなかつたと断定してほゞ間違いないであらう。

為相の生涯と歌学については、福田秀一「冷泉為相論」<sup>(12)</sup>に詳しい。為相の異母兄たち、二条為世・京極為兼が専ら京都にあつて朝廷や公家の間に自派の地歩を固めていたのに対して、為相は数回にわたり鎌倉に下向し、武家の間に歌道を説いていた。幕府との関係も、当然ながら密接なものであつた。彼が相伝した明月記が一般に披見困難な日記であるという条件も、この関係においてみると、鎌倉幕府にとつては幾分緩和されたであらうと推察される。

では、その為相は、明月記を全部、治承四年から仁治二年までの分をすべて編纂の材料に提供したであらうか。これについては、何も外的に証明するものはない。前述のように家として特殊事情下の相伝の日記であり、為相の側で無闇矢鱈と利用させとは思えない。往時、部類記などを作る際に他人の日記を利用させてもらった場合のように、所藏者側が、相手方の必要な部分や巻々についてのみ便宜を計らつたと思われる。とすると、吾妻鏡の編纂者側が必要とし、為相側が利用に応じた部分はどのようなものであろうか、この点を現在の吾妻鏡の本文中にある明月記からの転載記事によつて知ることにより、吾妻鏡編纂の実態を聊かなりとも明らかにしたいと思ふのである。

○ その前に少し、往時の編纂方法の第一段階といわれる「切貼り」について一言しよう。「切貼り」作業とは、各種の史料から必要と思われる事柄を書き抜き、次にこれを事柄ごとに切り放ち、それぞれ年月日ごと或は事項ごとに貼り継いで一巻一冊を作る作業である。この方法は、

| (一)      | (二)             | (三)          | (四)        | (五)         | (六)                | (七)       | (八)                 |
|----------|-----------------|--------------|------------|-------------|--------------------|-----------|---------------------|
| 正治 2     | 承元 2            | 承元 2         | 承元 2       | 承元 2        | 承元 2               | 建曆元       | 建曆元                 |
| 4        | 4               | 4            | 5          | 6           | 10                 | 10        | 11                  |
| 8 ほか     | 27              | 25           | 9          | 18 ほか       | 21                 | 20        | 4                   |
| 原拠の明月記   | 承元 2            | 承元 2         | 承元 2       | 承元 2        | 承元 2               | 建曆元       | 建曆元                 |
| 3        | 4               | 5            | 7          | 9           | 10                 | 10        | 10                  |
| 27 ほか    | 13              | 15           | 29         | 22          | 23                 | 6         | 23                  |
| 吾妻鏡の引用形式 | 坊門信清 使者         | 京 都 使者       | 源実朝 侍清綱 参着 | 源実朝 侍季康 参着  | 東 重胤 参着            | 内藤盛時 参着   | 坊門忠信 使者             |
| 記 事 内 容  | 中原親能郎等、女敵を殺害 一混 | 藤原頼実邸蹴鞠会 他十明 | 京都大火 明     | 新日吉小五月会 他十明 | 後鳥羽院熊野詣・坊門忠信宿所失火 明 | 朱雀門焼失 他十明 | 内裏滝口本屋顛倒・坊門忠信勅勘 他十明 |
|          |                 |              |            |             |                    |           | 新朱雀門顛倒 他十明          |

いわゆる類書を作る場合、必須の方法で、話によると、菅原道真が類聚国史を編纂するとき採用したという。彼は幾つもの壺を用意し、日本書紀から日本三代実録の草稿まで、項目ごとに区切って細長い紙に書き抜き、それをその項目の壺に投げ入れて整理をしたといわれる。彼は、この方法を白氏文集の作り方に習ったといわれる。勅撰和歌集の編集にしても、恐らくこれに近い方法がとられ、撰集の沙汰に伴って各人から撰者の手許に提出された和歌集から歌が選び出され、部類別されたと思われる。これらが順番をつけられ、糊で貼り継がれるかどうかは別として、書写されて草稿ができあがるのである。日記などで、大量の記事の補入には、日記の記事とは別の紙に書いておいて、あとから日記の挿入すべき箇所を切り放って貼り入れておいて、あとから日記の挿入の、軍記物語などで、甚しい長文の文章を補おうとする場合に、貼紙で補っている事実(神田本太平記)などからも、「切貼り」作業は今に限らず編纂者の知恵であったということが出来る。まして、卷子本という「切貼り」に好都合な原稿の形態であってみれば、猶更のことである。私は、この往時からの編纂者の知恵を押し除け排そうという気にはなれない。ただ今日の編纂者には、この知恵に加えて厳密な校正という作業

のある点が相違している点であろうか。<sup>13)</sup>  
この「切貼り」稿本をもとに、編纂者の補筆や訂正、割愛にさらに舞文修飾が加わった末に、完成原稿として清書される。私が頭に描いている編纂過程の一般とは、以上のようなものである。  
さて、問題をもとに戻して、吾妻鏡が利用したとみられる明月記の記事は、次の二十に満たぬ数でしかない。明月記には散逸部分が多く、例えば承元三年四年などは全く欠けているから、現存の部分だけを対照してみても真相を語ってくれるかどうか判らない嫌いがある。また、抜き書きして切貼りしたものの、次の段階で削られてしまった記事もあるかも知れない。こういう危惧の念に対しては、目下のところでは、現存部分での対照を分析してみた結果から推論する以外に手段はないのであるが、両方の危惧の念は、杞憂にすぎないようである。  
では、吾妻鏡と明月記との関係を示す記事はどれだろうか。私が調査、しかも再三に涉って調査した限りでは、明月記の現存部分では次の(一)から(七)までの例に限られている。ただし、八代氏の指摘した吾妻鏡建暦元年三月十九日条は、関係なしとして今省いた。



に数日はかゝるであろう——原則的に薨卒当日の条に掲げるが、使者が鎌倉へ到着して報告する形式をとる場合も、極く少数ではあるが存在する。従つて吾妻鏡がこの体例による限り、將軍が上洛すれば、記事は京都が中心で鎌倉は従となるが、一般には鎌倉が居所であるから、明月記の記事が京都の動静に関するものである以上、どうしてもこの使者形式を採用しなければならなくなる。(由)のように、たまたま鎌倉のできごとを明月記が記録し、これを吾妻鏡の編纂者が引用する場合は別である。

こゝで問題となるのは、それぞれの使者の名字その他の信憑性の問題である。これらは明月記からは導き出すことはできない。これら使者についての部分を、日記体を装おうとした吾妻鏡の編纂者の無意味な作為であると断定してしまえば、問題は直ちに解決するが、そのような作為があつたとすれば、ただ当面の使者の問題だけにとどまらず、他の場合でも無意味な作為を考慮しなければならなくなる。こうなると、もはや吾妻鏡の記事をとつて研究することが不可能となつて来はしまいか。私としては、できるだけ、そう考へる事を避けるべきであらうと思う。では、こういった使者形式の明月記の引用を吾妻鏡をそこなわずにはどう考へ処理したらよいのであろうか。これが第二の問題である。(補)

(イ)、仮りに今、実朝將軍時代だけを対象にとつて考へるとして、その期間、明月記にはこれら以外にも鎌倉関係の記事が多い。また明月記中の京都の火事は多くあつたし、事実、明月記にも多く記載されている。これらの、一方が採録され、他方が切り捨てられたのは何故か。そこに何らかの規準があつたのではなからうか。これが第三の問題である。

そこで、次に前掲の十七の例の具体的内容が、どのようなものであるかを検討して、三つの問題に触れてみることにしたい。これらは、既に指摘され大日本史料に掲載されていたものである。網羅的に掲げすぎたため、聊か冗漫に流れた嫌はあるが、こゝから吾妻鏡の編纂者が明月

記のその条を採録した根拠なるものを嗅ぎ出してみよふと思ひ、詳細な解説を試みた。今日ほどには、当時の編纂者に編纂の規準や方針が脳裏に焼き付けられていて、事が成つたとは思われないが、いろいろの可能性を考え出すことによつて、それらの集積の上で結論めいたものを導き出してみたいと思ふのが目的である。上段には吾妻鏡を掲げ、下段にその事実の原拠・史料となつた明月記を記した。ゴジツク字体の部分は、注意を喚起するための部分、傍線の部分がそれぞれに対応する箇所、(A) (B) (C) 以下のアルファベットは、両者の行文の配列を対照しやすくするためにつけたものである。「」内は、大日本史料第四編の冊と頁数。

(一) 定家の甥藤原保季、白昼武士の妻を犯し、殺害さる [6五四七]

八日、○正治二年四月癸巳、晴、風烈、佐

々木左衛門尉広綱飛脚、自京都参

着、申云、去月廿九日白昼、於六条

万里小路、若狭前司保季(藤原)犯掃部入

道郎等吉田右馬允親清之妻、親清

自六波羅帰之处、有此事、即取太

刀追之、入于六条南万里小路西、

九条面平門之内斬伏之、其後彼男

来広綱之許、而号撰津權守入道者

奔来、称傍輩請取之処、依使庁召、

欲渡廷尉方之間、策駿馬逐電畢、

仍尋其前途之刻、撰津權守又不知

行方、保季父少輔入道、(藤原定家)就訴申、

頻有其召、定遁下東国歟之由、廻推

察、兼以言上云々、此保季容顔花

麗、不異潘安仁、被斬殺之時、僅所

廿七日、○中人云、女院不知其所藏人

犯人妻之間、本夫拔劍斬殺、六条

万里小路辺云々、可聞披其子細、

廿八日、天陰、○中今夜聞、昨日

被殺害物、此少輔入道子若狭前司

保季云々、此由忽風聞、事更不及

左右、云穢云事、還不及訪之由存

黙止了、此男首服、予本自不甘心

事也、為大宮理相御子、乘長物見

車、近年寓直七条院、其御兄、院中

称越前殿、老翁之聲之由、称之、惣

其性不落居之由、所聞也、始終如

此、言語道断、白昼犯武士妻云々、

廿九日、天晴、今日聞、若狭前司

保季事、必然也、件本夫犯人、行向

定綱子(佐々木)門尉許、是親能入道郎等云

令着之小袖褰頸辺顯其身、觀者如堵、皆拭悲淚云々、

十日、乙未、○中今日掃部頭(大江)廣元

朝臣申送江馬殿云、去月令殺害若狹前司保季之男束手来、可為何様哉、隨御意見可披露云々、御返事云、付是非可被披露云々、江馬太郎主被仰云、為郎從身、殺害諸院

宮昇殿者、於武士又非指本意、白昼所行罪科重哉、直召進使庁可被誅者歟云々、守宮(掃部頭)聞此事感嘆及落淚云々、

十一日、丙申、広元朝臣申、彼親清之罪名、如善信(三善康信)有沙汰、為降人令參向之上者、暫召置之、被相触事之由於使庁、可有其落居之由被定云々、仍今日広綱使者帰洛、

々、而件入道從者(紫入)称家礼由、請取之、欲渡檢非違使手、今日馳逸物馬逐電、人不追得云々、事尤烏呼歟、保季不奇雖不及左右、諸院殿上以上物白昼殺害、又世間重事敷、言語道斷者也、(事過分、依左道及訪)六条南、万里小路西、九条面平門之内斬伏之、門前成市、觀物如堵云々、可彈指事也、所着僅小袖許歟、頸辺顯其身云々、本夫先以大刀數刀切之、從者又寄打殺云々、於武士又不高名、甚異様事也、日来雖不見不知、聞此事、懇近身辺、心浮事也、大宮大納言公卿勅使之時、為供奉、先年入来予家中、其時所見也、容顏美麗、不異潘安仁、此事又本自為片腹痛耳、与亜相同宿之間、常以横惑、或称亜相之命、示要事於近隣人々、此事聞而大略被処追却之由、先年所聞之也、

この事件は、婚姻史の上でもよく引かれる。妻の間夫に私刑を加えた夫が逆に殺人罪に問われたという招婿婚下の事件である。吾妻鏡では、◎北条義時は院宮昇殿の者を殺害したこと及び白昼の所業であることを指して、武士の不名誉とし、檢非違使庁へ渡せとしているが、これは明月記の記主定家の述懐「世間の重事か」云々を義時に置替えてしまったのである。さて殺害された保季は、藤原定長の子である。定長は、定家の父俊成の弟俊海阿闍梨の子で、俊成の養子となり、そ

の後、藤原実宗の養子となった。「容顏美麗、不異潘安仁」と定家が述懐したのは、養父実宗に伴われて来訪したときの思い出である。次に明月記の中からの記事が抄出された理由を考えてみると、京都守護中原親能の郎等の事件であったことか、定家関係者が殺害された事件だったことによる、としか考えられない。㉠㉡と点在する句を並べかえ㉠㉡㉢㉣とした編纂の仕方は、以下の諸例の中では異例に近い。僅か㉤があるだけである。吾妻鏡では、親能郎等の名を吉田右馬允親清と明記したり、その他の点でも明月記より詳しい点がある。従つて、編纂の際、別に同じ事柄に關した資料があったとせざるをえない。㉤の例でもそうだが、こういう場合、吾妻鏡の編纂者は、明月記の記事を切刻んで並べ変え、別の確実な資料に鏤めるらしい。また吾妻鏡の次の点も注目してよい。即ち、義時は犯人を檢非違使庁へ渡せと主張したのに、最終決定では、三善康信の主張により、降人の例をとつて暫く関東に召置き、使庁へ身柄を渡さなかつた点である。この部分は、扱った資料が現存していないので、確かなことは云えないが、後掲の(八)(九)の場合のように、善信の如くに沙汰あり、という部分で、三善康信を特筆させようとしているらしいから、編纂者が意図して補つたものであるまいか。

(一) 後鳥羽上皇、藤原頼実邸に蹴鞠会を催す

廿七日、丁卯、○承元二晴、坊門前(藤原信通) 御相使者参着、来五月南山御幸可令供奉、可賜竜蹄之由、被申之、又

去十三日、日来風聞仙洞御鞠被遂之、於大炊御門(藤原頼実)有其儀、南庭(大相園) 構新造屋為御所、其東有公卿殿上人屋、(藤原頼実)按察卿、為成通卿之子息古老、依召参上、凡至北面西面

十三日、天陰、微雨時灑、入夜甚雨、青侍等見物者云、○日来風聞院御鞠之負勝事、今日於大炊御門(大相園)被行云々、南庭造新屋為御所、其東公卿殿上人屋、至于北面西面各有其屋、風流過差非口所宣、皆莫非金銀也、○按察依召参入、(依成通卿之子息、之古老、接其座)

〔10二六〕

(7)

之輩、<sup>①</sup> 鞠足等給物皆金銀也、

非言語所及、入興之輩定委注敷、  
又可尋問、午始御幸云々、

鏡で使者を派遣した主、坊門(藤原)信清は、三代將軍実朝の夫人の父である。彼の報じた前半の記事、彼が後鳥羽上皇の熊野詣に随行するため、関東に駿馬を所望してきた記事については、史料の出所を明かにしない。しかし又という字を介して続けた後半部、上皇が蹴鞠会を頼実邸に催した記事は、明月記によること、明瞭である。たゞし、鏡の①②の部分、明月記の文章と、やゝニュアンスを異にするが、これは、次のように考えられる。現存の多くの明月記の自筆本は、一行二十字前後である。今、吾妻鏡にはない明月記の文章「各其屋あり、風流過差、口に宣ぶるところにあらず、皆金銀錦繡にあらざるはなし」は、凡そ二十字である。書写に際して、一行分を誤脱することは往々あることだから、この場合も、明月記を抄出した者が、失敗して一行分脱落させてしまったものとみるべきであろう。こういうことは、後掲の(八)新造朱雀門顛倒の記事でもみられる。なお、信清が使者を送った事は、この一年前にも見られる。承元元年六月廿二日の吾妻鏡では、紀伊国の土民が高野山に乱入した事件に関し、信清は御室の令旨を伝えるため、関東に使を遣したことになるが、残念ながら、明月記はこの前後伝わっていないので、対照できない。しかし私の推測では、これは明月記ではないと思う。以上の考察から、この記事の採録理由は、上皇の蹴鞠会ということ以外にはなさそう。

和田英松「吾妻鏡古写本考」では、信清が定家の日記を抄写し、六波羅の使者に托して、娘の嫁ぎ先の実朝に通信したものが、後日幕府の日記に登載され、のちに吾妻鏡の編纂に際して利用されたものであるとか、と推定している。確かに実朝時代には、坊門家からの通信を、考えに入れなければならないが、信清が二三日前の他人の日記を寸借抄写して鎌倉への書状に転載することは、まず不可能と云ってよい。また坊門家のことが、明月記に親しくは出て来ないから、このような定家との友好関係を想定することは、全くといってよい程に、むづかしい。

(三) 京都大火

廿五日、甲午、<sup>①</sup> 京都使者参着、去十五日洛中焼亡之由申之、  
④ 火出自北小路仍東洞院、七条東西十二町、<sup>②</sup> 洞院西朱雀南北十二町、<sup>③</sup> 自六条東洞院至于五条坊門朱雀<sup>④</sup> 宣陽門院・坊門太政大臣旧宅  
・右大将六条堀川御亭等在其中云々、

[10五七]

十五日、天晴、<sup>①</sup> 亥時許南方有火、風猛烈煙炎如飛、<sup>②</sup> 後聞、  
④ 火出自北小路東洞院、七条東西十二町、<sup>③</sup> 洞院西朱雀南北十二町、<sup>④</sup> 自六条東洞院至于五条坊門朱雀<sup>⑤</sup> 宣陽門院・坊門太政大臣<sup>⑥</sup> 御亭等在其中云々、  
不可勝計云々、<sup>⑦</sup> 宣陽門院・坊門太政大臣<sup>⑧</sup> 御亭等在其中云々、  
大宮大納言<sup>⑨</sup> 源大納言<sup>⑩</sup> 中院・入道大納言<sup>⑪</sup> 故中納言

親能・三位経家・業兼・教成・入道宰相定経・故親国卿・忠行  
卿  
朝臣<sup>⑫</sup> 未移徒  
・大夫史国宗・大外記良業・文章博士為良、

京都の火事の記述は、明月記に多いこと、他の記録におけると同様であり、当時の世相を反映しているが、その中でどうしてこの記事ひとつだけが吾妻鏡に採録されることになったのであろうか。確かに、この火事は、当時としても大きいものひとつであるが、それが編纂者の採録理由であるとは考えられない。<sup>⑬</sup> 強いて求めるとすると、このとき被災した貴顕の邸宅を、吾妻鏡では、明月記のように詳細には報じていない。右大将六条堀川亭までで、以下端折っている。右大将は、徳大寺公継であるとすると、ここに鍵があるようだが、実際には何も無い。そこで右大将を、数年のちにその任にあった西園寺公経と間違えたとする、この記事が採録された理由が、承久の乱との関連でわかるような気もするが、果してどうか。このような我々には想像もできない間違については、箇にもみられる。なお、吾妻鏡の「坊門太政大臣旧宅」は、明月記の坊門院と太政大臣とを併列した記述か

ら、「院」を脱したための所産であろう。この誤脱が編纂当時の明月記抄出転写に際してのものか、吾妻鏡伝来上のものか、不明。

(四) 新日吉小五月会

廿九日、丁卯、○承元二年五月二陰、兵衛尉

清綱御合所待、昨日自京都下着、今日参

御所、是随分有職也、仍将軍家有

御対面、○清綱ノ古今和歌集進、又令尋問

当时洛中事御、去九日新日吉小五

月会上皇御幸、流鏑馬已下事、故以

被刷、射手等多西面之輩子息垂髮

也、各为月卿雲客彼出立之、即清

綱息童従其役、④又号峯王童院御籠童、

箭不中の之間、逐電、忽以出家云

々、射手等記可有御覽之由、被仰之

間、自懷中取出之、被置御前、是子

息列射手之間、為申出兼用意云々、

○號馬・流鏑馬等ノ記アレドモ、明月記所掲ノモノト同シケレバ、省略、下段参照

〔10九六〕

九日、朝間天陰、己後大雨、参左

大臣殿御棧敷、親雅卿・有家朝臣

・能季朝臣具子、・親房・兼時朝

臣・長俊朝臣等参、見物窮屈、丑

相被備御棧敷、有破子、午終上皇臨

幸、密儀次第無殊事、洪水尊卑渡

清水橋、入夜凌甚雨、参御所、香

童岑王流鏑矢不中の、即逐電切髮

出家由、有其間、

新日吉小五月会

競馬

一番 左景綱、追勝、櫛一、櫛三、

二番 左重連、儲勝、櫛一、櫛二、

三番 左助朝、及未聊取、櫛一、櫛三、

四番 右行弘、始終取、櫛一、櫛三、

五番 左高遠、被取落、櫛一、櫛三、

六番 右國文、追勝、櫛一、櫛二、

七番 右武澄、追勝、櫛一、櫛二、

七番 右信武、儲勝、櫛一、櫛二、

鉦鼓 規定朝臣

流鏑馬 長季

範茂少將出立之、  
(藤原忠経)源三羽  
右大臣隈替平三直宗

別當 鶴丸

有雅朝臣 岑王丸

秀康 松王丸兵衛尉

(定輔)二条中納言 金王丸

大式 藤次郎信村

的立 位中原章清 藤原助直

散 左衛門尉源 行房 右衛門尉源 資季

橋 範國 源 康重

兵衛尉清綱は、吾妻鏡ではこの条しかみられない。鏡の藤原基俊書

写の古今和歌集を実朝に進献したという前半部の出所は不明。たゞ

峯王云々の箇所を手懸りすると、後半部の新日吉小五月会の競馬・流

鏑馬の記録の史料の出所は、明月記とみてよからう。問題の峯王丸を

流鏑馬に差出した有雅は、公卿張本六人のひとり、承久の乱後、北条政

子の謝免の書状が到達する寸前、甲斐の稻積庄で斬られた人物。報告

者清綱の子松王丸を差出した藤原秀康も、承久の乱の張本人である。

藤原範茂も張本のひとり。また中原章清や熊谷直宗ら西面の武士も参

加している。こういった理由で抄出されていた記事が、清綱が古今和

歌集を献じた記事に係けられていると考えるほかはない。明月記建保

元年五月九日条(この前後は、鏡に利用される条が多い)所載の同会

の記事は、鏡に採録されていない。その理由を、彼らのような名がそ

こに見出されない為としてよければ、鏡の編纂に承久の乱に対しての

一種の鑑戒的なものを求めることができる。

(五) 後鳥羽上皇熊野御幸及び坊内忠信の宿所失火 [10一二四]



ら、朱雀門焼亡という事件が吾妻鏡の編者にとって重要な事柄であったためか——新造の朱雀門が顛倒した鏡の記事も、明月記に拠る。(H)参照。——のちに承久の乱に加ることになる京方の人々の動静を記すという面があったためか、いづれかに考えられよう。

(七) 藤原忠信勅勤・内裏滝口本所屋顛倒

〔11一九七・二四六〕

十二日、辛酉、○建暦元年九月晴、今曉、内藤右馬允盛時為御使上洛、是去月廿五日坊門中納言忠信卿依遊牧事勅勤之由、風聞之故也、中将信能朝臣依同事 勅勤云々、

廿日、戊戌、○同年九月盛時自京都歸參、坊門黃門事已勅許、去月八日除目、雖為 勅勤之身、被任左衛門督云々、又今月五日申越、非暴風非地震内裏滝口本所屋顛倒、所置之箭皆打損、雜仕女一人在其内、聞動搖之声奔出、僅雖全命、打損右手、依此事貫首召陰陽寮令ト云々、

前半の藤原(坊門)忠信勅勤の記事は、特に明月記という確証があるわけではないが、吾妻鏡の忠信関係の記事に明月記によったものがあることを前に指摘したので、掲げてみたまでである。そこにある一条信能は、承久の乱後、幕府により斬られた公卿の一人。ところが、後半部は、何故吾妻鏡に入ったのか、理解に苦しむものである。事柄とい、登場人物とい、関東における意味とい、よほど飛躍して解釈しなければ、理解できない。しかしまた、明月記から採ったこと、明々白々である。貫首は頭中将の唐名だから、ちよっと手を入れただけである。「僅かに命を全うすると雖へども、右手を打損ず」の

八字が、吾妻鏡だけに見えるのは不思議であるが、編纂者の仕業としては、能がなすぎず。明月記の原本にはあったものが、流布本作成・転写の過程で脱落し、今日見出すことができないのか、其屋不懸手置之の曲解か。この盛時は、その息について明月記に次のような話を載せている。建仁二年八月、大番役勤仕の為、東国武士が多数入洛した時のことである。「八日、天晴、陰雨間灑、盛時子男自東国上洛来、此男依好和歌喚出、於道頗得其意、勝于京人、可奇」定家はこう記しているが、これは吾妻鏡には引かれることはなかった。

(八) 新造朱雀門顛倒

〔11二八六〕

四日、壬子、○建暦元年十一月夜雨休、曉風寒、申越坊門黃門使者参着、是勅勤之時、態預專使事、即雖可賀申、行幸以下公事連綿之間遅々云々、

去月廿二日行幸、入夜造朱雀門大工国永以下番匠等給使庁、本国司猶終不日之功、可當假葺之由、有勅定云々、此等趣被載黃門書状、善信誦申之、就之將軍家有被尋仰事等、善信申云、此門末代不相慮歟、其故者、通憲入道宮大内無罪兮被処斬罪、治承大極殿・朱雀門焼亡、建久九年僅造彼門、造宮之國務人

一条二父子即時斃乎、元久後京極椨品能保(一条高能)政殿令書額給、御身頓滅、今又造宮上棟之後(之後)重出セン為、病忽愈至槐門兮、御褻之間又還御之時、

廿三日、○建暦元年十月朝雨降、雜人云、去夜朱雀門顛倒、天下上下下鏡馳見之、又云、去夜行幸還後、未入御建礼門之間、有此事、驚奇、○中略

入夜聞、造門大工国永以下番匠等給檢非違使、本国司猶終不日功、可當出假葺由、御定了云々、竊以此条如何、此門事凡不可測量、向後可恐者也、門之不相慮末代歟、魔縁之成祟歟、両不知、通憲宮大内無罪而処斬罪、治承大極殿・朱雀門焼亡、及建久九年僅造此門、宮

之國務人能保卿即時滅亡、行其事家人等三人貶東夷之地、及元久故政令書額給、御身即頓滅、今又造宮上棟之後、非大風而其柱顛倒、國務大納言万死一生、辞此国之後(高橋信忠)

御輿未入建礼門此門顛倒、魏文帝  
當臨幸之日、離宮南門壞云々、

病愈復平常、已誇任槐之榮、今迎  
大祀之期、<sup>④</sup>當御觀之日、又指還御  
之時、<sup>御輿未入建</sup>此門顛倒、如春秋  
之心者、雖為行事之不恭、魏文帝  
當臨幸之日離宮南門壞、其年有  
事、可恐可恐、莫言々々、執政之  
輩不申此事如何々々、

定家の述懐をもつて、三善康信の言とした点が、全く剽竊といふも  
弁解の辞なるべし(八代国治)とまで断ぜられた条である。もつと  
も、善信申云を善信読申云の書き誤りとみた説(和田英松)もある。  
後説は、例の坊門忠信が、定家に日記を見せて貰って関東充の書状を  
書いた、その書状が今日到達したものとみるので、読申云としたいの  
である。また「之後」が重出していたため、明月記抄出の際、中間一  
行分二十字を脱した(和田説)のは、(一)と同じである。朱雀門造営に  
関係した公卿達の不幸を述べたものであるが、抄出のとき落された坊  
門信清もこれより数年後には五十八歳で薨ずる。通憲入道を除けば、  
幕府と多少かゝわりを持った公卿たちであるから、その限りでは、抄  
出されてもよい記事かも知れない。

(九) 定家、家領近江吉富荘の賀茂川修理役免除を幕府に申請(11八三五)  
七日、辛亥、<sup>○建曆三年七月条ナ</sup>駿河  
前司惟義使者自京都到来、持參藤  
中納言實美卿奉書、是賀茂河堤  
事、除江丹兩國并神社・仏寺・權  
門莊領等、可致穩便沙汰之由、可  
被下知惟義等、又此趣被仰諸国守  
護畢者、駿州使者申云、件堤事、  
當時致其沙汰之処、去月廿四日藤

廿四日、<sup>○建曆二年晴、申時許、上</sup>  
皇還御云々、入夜、行向藤中納言  
家、為示付吉富解状事也、答云、  
此堤事被仰関東之時、全可責煩諸  
国之由不思食寄、而仰九ヶ国家  
人、不論權門勢家・神社・仏寺領  
可宛催之由、下知之間、賀茂・八  
幡以下々々其責如此、面々訴申、今

中納言實美卿奉仰被相触云、<sup>⑤</sup>堤事被  
仰関東時、全可費煩諸国之由、不思  
食寄、而仰九ヶ国御家人、不論權  
門勢家・神社・仏寺領、可充催由、  
被加下知之間、賀茂・八幡已下庄  
々面々訴申、就中修理職袖役事、  
於此所々者、奉公異他之地也、又  
大嘗会卜食兩國在此中、彼是可免  
許云云、惟義申云、件袖分可充催  
何所乎云々、<sup>⑥</sup>而此申状事、太以不  
足言也、仍直被遣奉書之由、同廿  
五日重被仰之旨云々、

朝、修理職袖、於此一所者、奉公  
異他、可免除由、被仰遣惟義之処、  
申云、畏承了、但件袖分可宛催何  
処乎云々、<sup>⑦</sup>如此事不足言、就中大  
嘗会卜食兩國在此中、當時未思食  
定歟、是已天下之大事也者、雖然  
為向後、事早可有奏聞由、示付、即  
參院、彼卿又參入、無程有名謁退  
出了、<sup>略下</sup>  
廿六日、<sup>○同</sup>天晴、藤中納言消息  
云、江丹兩國可除堤事之由、被仰  
関東了、又被仰国守護人了云々、  
是依卜食国也、尤可謂宜歟、<sup>略下</sup>

吾妻鏡は、次の(十)と共に本来八月に入れるべきものを誤って七月に  
入れてしまった。記事は、殆ど明月記によっているといつてよい。た  
だ九日条に使者が帰洛の記事があり、この事実は明月記には見られな  
い。こうなると、九日条を吾妻鏡側の勝手な作為であるとしな  
い、大内惟義の使者が京都から到来し、翌々日帰つたという記事が、  
別に史料として鎌倉側に存在しなければならなくなる。<sup>⑧</sup>のちに、明月  
記とは別に、使者の往来についての史料を想定しようとする推論の根  
拠の一。

(十) 造閑院内裏事始  
八日、壬子、<sup>○建曆三年七月ナ</sup>彈正大弼  
仲章朝臣使者参着、去月廿七日造  
閑院事始也、<sup>上卿光親、弁家宣、行</sup>

廿七日、天晴、<sup>⑨</sup>今日造閑院事始、  
上卿光親卿・弁家宣云々、<sup>⑩</sup>適有造  
營事、須上藤上卿・宰相弁承歟、

[11八三七]

事官人明政也、上卿事、不被思食  
定、度々被改之、所謂光親、次定  
通、次師経、遂以治定光親云々、  
(三善康信)  
(大炊御門)  
大夫属入道於御前読申此状、而善  
申云、適有造營事、須上臈上卿・  
宰相弁奉之歎云々、

近代事、只随当有其沙汰歟、此事始  
光親、次定通、次師経、又光親卿  
被定改了云々、

閑院内裏が落成した際、実朝・北条義時らが造宮の賞を受け加階さ  
れているから、造閑院事始の記事を、吾妻鏡の編者が明月記から採録  
することは、充分考えられる。たゞこの場合、吾妻鏡では、少し改筆  
があるようである。吾妻鏡の「上卿事、不被思食定、度々被改  
之」は、明月記の「近代事、当に随って其沙汰あるか」の取意とみる  
としても、三善康信が、<sup>⑧</sup>造宮の上卿・弁についての慣習を自らの意  
見のように述べているのは、全く明月記中の定家の意見を作り変えた  
ものといえる。(八)の場合にも同様な例があったことは、八代国治「吾  
妻鏡の研究」で既に述べられている。また行事官人明政は、明月記  
では引出せない。(由)の例でみるように、検非違使明政の賞も追って申  
請されるのであるから、造宮行事であったことは確かであり、明月記の  
別の箇所には、そのことが書かれていて現在散逸したともみられる。  
従って、そのような知識で補ったものであるか、或は別の史料による  
かが、問題となる点である。なお、使者を遣した源仲章が当時在京し  
ていたことは、明月記の別の記事でわかる。同年九月廿六日条に「未  
時許、彈正大弼源仲章朝臣不慮来臨、閑談移漏、此儒依無殊文章、無  
才名之誉、好集書籍、詳通百家九流、不可卑」とその学識才能を褒め  
ている。吾妻鏡によれば、前年の建暦元年十二月は、鎌倉にいて將軍  
実朝に古今和漢名將の故事を進呈している。学者で実朝に引き立てら  
れていたであろう。その後、文章博士となり、実朝最期の際、同じ  
く鶴岡の社頭で殺されている。

(四) 石清水八幡宮の神人等上洛し、同輩の殺害を訴う事、平業忠頓死、

〔11856・860〕

二日、乙巳、<sup>①</sup>○建暦二筑後前  
司頼時去夜自京下向、当时  
可勤前駈已下事之輩不幾之  
間、所被召下也、此便宜、  
定家朝臣進消息并和歌文書  
等、今日持参御所、又申云、  
去十三日八幡神人数十輩列  
立隆衡卿門前、其根源、去  
<sup>(四冬)</sup>  
年山城国有件神人殺害者、  
今年重長賢僧正所領者殺神  
人、仍如此無裁許者、不帰  
宮寺可逐電云々、同日此神  
人半分参院御所、明且以前  
可有裁許、若遅々者可奉捧  
神輿之由、被仰下云々、  
十七日大膳大夫業忠<sup>年五十三</sup>  
帰寂、相撲之間、合忠綱朝臣  
損頸骨、以之為病、遂終命、  
<sup>②</sup>是強不思官禄已下世報事、  
十五歳以後毎日読誦法花経之  
仁也云々、

十四日、<sup>③</sup>○建暦二天陰、<sup>略中</sup> 昨今伝聞、八  
幡神人数十輩立隆衡卿門前、其根源、去  
年山城国有件神人殺害物、或称精進御園  
供御人、予御厨子所口入之時、自宮寺頻  
相触、尋問之処、称鳥羽御所侍由、仍示  
其旨了、件事如此相讓無音之間、去年放生  
会振御輿成訴訟、上卿翌日可沙汰由宥仰  
之間、今年遮到上卿家門成此訴訟、無裁  
許者、不帰宮寺可逐電由、訴訟云々、今日  
未時許、兩三度有叫喚音、可謂怪異歟、  
<sup>④</sup>此神人半分文  
参院御所云々、又云、今年重有殺神人者云々、  
聞之重有憂者歟、似泰山婦人哭虎、<sup>⑤</sup>長嚴  
僧正領有此事云々、又伝聞、明且以前可  
有裁許、若遅々者可奉振神輿由、被仰下、  
神人退去、上卿出門云々、前駈衣冠 六人、  
侍七人云々、  
十五日、終夜大雨、今朝天晴、昼後陰、  
筑後前司頼時来、示関東下向、使書、以  
人謝返、  
十七日、天陰、<sup>略中</sup> 大膳業忠一昨日赴黄  
泉之旅云々、哀哉々々、生年 五十三、  
<sup>⑥</sup>年間強不思官途世路事、未代幸人也、十  
五歳以後毎日読誦法花云々、後世其憑之  
歟、

十八日、天晴陰、前大膳大夫業忠朝臣一  
昨日帰泉、十三生年五相撲之間、合忠綱朝臣、損  
頭骨、以之為病、遂終命、自生年十五歲、  
誦誦法花云々、

源頼時が関東に召下された理由の史料出所は不明だが、明月記の八月十五日条では、関東下向を語っている。だが、この便宜に、実朝に定家朝臣からの消息・和歌文書を持参したという吾妻鏡の記事は、記事の係け違いのような気がする。定家は、前年の建暦元年九月八日、永年の望み叶って三位に任じられた。従って、ここで朝臣といわれるのはおかしい。建暦元年九月以前のどこかの記事が誤って入ったものかもしれない。たゞし、明月記の現存部分では確認できない。又申云の記事、仁和寺の長嚴僧正の領内で石清水神人が殺害された事件は、明月記であることと間違いない。長嚴僧正は、紀氏の出、刑部僧正といわれ、後鳥羽院護持僧として当時有名で、記す承久の乱の張本として、乱後配流された。けれども、吾妻鏡では長賢僧正と記す。定家の甥に、興福寺の長賢法眼がいるので、何か誤記に関係あるだろうか。関係あるとすれば、その誤記を犯した者、即ち抄出者は定家側の者とする事ができるが、鏡では後々まで長賢で一貫。その次に掲げられている、平業忠が相撲をとって頓死した事柄は、何故採録されたか不明である。寺社への御幸・競馬・流鏑馬・蹴鞠・鳩合・相撲は、確かに後鳥羽院政下のきわだった事柄である。しかしそのいづれもが、直接にはあまり関東との強い関係がない記事なのにも拘らず、明月記から採録されているのも妙である。(三)(四)(五)(六)参照。承久の乱後、後鳥羽上皇の失政を数える際、これらの催物は必ずあげられて非難された。巷間に出廻った物語の類にも見えているから、一般的なものである。果して吾妻鏡の場合にも、そう考えられるであろうか。また業忠が相撲をとった相手藤原忠綱は、院の近臣のひとり、実朝薨去後、後鳥羽上皇の使として関東に下向、摂津長江倉橋両庄の地頭改補の院宣を伝えた人物。

(乙) 閑院内裏還幸、造宮の賞として源実朝・北条義時等に加階あり  
六日、丁未、○建保元年三月天霽、彈正大

弼仲章朝臣使者自京都到来、去月

廿七日閑院遷幸、今夜即被行造宮

賞、將軍叙正二位給、仍送進其除

書、正二位源実朝、從二位藤光

親、上卿、正五位下平義時、同朝

臣相模国重任、此外、權弁平經高・

大夫史国宗・檢非違使明政賞逐可

申請云々、遷幸供奉公卿、○内大臣

近衛次將左九人、○名字右八人、

○名字賢所家兼・師季・宗宣也、行

幸之後、宗宣自奔参、奏賢所入御之

由、主上有御敬福礼之間、以出納

可奉入之由、等閑下知、而出納依緩

怠不伝其由、宗宣奉副賢所、終夜

候東門、攤儀等訖退出、公卿見之、

乍驚相尋、宗宣無所陳、更密奉入

之、又造宮之際、公私奔營之、仍

建殿舎之後、相違于指図之事多之、

亦間敷等不似前々儀、作改之事及

度々、南殿間挾陣座間敷有限、或出

南無小庭、或出北無恭礼門等事

也、遂以恭礼門被向北、行幸夜、

為清範朝臣奉行、召弁經高、俄破南

殿西階、略其階、南簀子中央寄之、

為去留、長橋南板一枚放之敷北、其

○前 恭礼門被向北了、又云、夜中

清範朝臣為御使参入、俄有召馳参、

破南殿西階、略其階級、切簀子中央

寄之、為去留、又長橋。一枚放之敷

跡為弘壁下座也、雖有柱、通橋可着前座之故也、此外所々多以被改之、去月廿五日以行幸上皇雖有御覽、不被思食定歎、又日来可有額乎、陣口可有鳥居乎、被問人々、各依中不可然之由、無沙汰云々、此条々仲章朝臣所注申也、將軍家自令披覽御云々、

北、其跡為弘壁下座也、雖有柱、通橋可着前座之故云々、此兩事心中思之、予最前歴覽之時、注進清範許二ヶ条也、已有天許、密為面目、〔頭書〕「近被直事歎、日来以愚案□□清範事歎、」

(H)の造閑院事始の吾妻鏡の記事が明月記であったこと、及びその時の使者が、源仲章からの使者であったことから考えて、この部分の記事もそれと同じ内容のものであり、使者も同じであるから、明月記からの抄出であろうと思つていた。その後、仁和寺所藏の「明月記定家卿」(断簡数葉を集めたもの)中に、下段に掲げた一葉の断簡を見出して、吾妻鏡の此条の出所であることを確認しえたものである。〔18〕前が欠落しているため、全体を確認できないが、仲章の使者の言全体が、明月記によつたとみてよいのではあるまいか。また、吾妻鏡の引用部分の次にある額・鳥居の問題も、吾妻鏡の編者が、明月記の文章を採録するに際して、多少前後を入れ換えること、今までの諸例でも明かであるから、やはり明月記を考えてよいのではあるまいか。造宮国相模の知行国主実朝・同国の国守護時らが造宮の賞を受けているからといって、こゝまで明月記を引用しなくてもよいのではないかと思うのは、私ひとりではあるまい。とすると、どうしてこの記事が入つたのか、全く判らないといつてよい。

(五) 和田合戦

二日、壬寅、○建保元年五月陰、筑後左衛門尉朝重在義盛之近隣、而義盛館

九日、天晴、今朝聞、関東勝事出来云々、伝々説、和田左衛門尉某

軍兵競集、見其粧聞其音、備戎服、

号三・横山党兩人共其勢被群者云々、合謀、去二

[12四七七]

発使者、告事之由於前大膳大夫、于時、伴朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、独起座、奔参御所、次三浦平六左衛門尉義村・同弟九郎右衛門尉胤義等、始者与義盛成一諾、可警固北門之由、乍書同心起請文、後者令改变之、兄弟各相議云、曩祖三浦平太郎為継奉属八幡殿、征奥州武衡・家衡以降、飽所啄其恩禄也、今親之勸、忽奉射果代主君者、定不可遁天譴者歎、早翻先非、可告申彼内儀之趣及後悔、則参入相州御亭、申義盛已出軍之由、于時、相州有困甚会、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心静加目算之後、起座、改烏帽子於立烏帽子裝束水干、参幕府給、而義盛与時兼雖有謀合之疑、非今朝之事歎由、猶予之間、〔19〕於御所敢無驚衛之備、然而依兩客之告、尼御台所并御台所等出宮中、出北御門、渡御鶴岳別当坊云々、〔20〕申刻和田左衛門尉義盛率伴党、忽襲將軍幕下、謂件与力衆者、嫡男和田新左衛門尉常盛、〔21〕中塩屋三郎惟守以下、或為親戚、或為朋友、去春以来結点成群之輩也、皆起於東西、相分百五十軍勢於三手、

日申時〔22〕忽襲將軍幕下、其時將軍更無警衛之備、或杯酌滿醉云々、忽然周章合戦、其夜曙、翌日又暮且而戦、見星未已、將軍与外舅相模守義時・大膳大夫広元等間行而入山、脱身而隙去、賊又隔大威而夜遂引去、但悉燒城郭室屋無不殘破、梟主金吾又死戰場、散卒儲船、自海上逃去云々、天下勝事何事過斯乎、〔23〕略、〔24〕戌時許参院、中京権亮粗語関東事、二日申時和田左衛門義盛宿所忽聞甲兵之音、去春謀反者結党之由、有風聞落書等、件義盛為其張本而自披陳、聞子細已以免許、有和解之氣色、如尋常之時、在近辺宿所、而猶有内々議、可為鯨鯢之由聞之、因茲更聚党成其計、是只以韓彭董醜也、〔25〕其近辺宿所者門尉又左衛門聞之、即備戎服、發使者広元朝臣、于時伴朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、独起座、奔参將軍在所、相共逃去其所、赴故將軍墓所堂、〔26〕去七八町云々、此間義盛甥三浦左衛門義村本自与叔父違背為仇讐、告義盛已出軍之由、依兩人之告母儀妻室等僅逃去之間、義盛兵已進、先困広元宿所、〔27〕酒客未

先囲幕府南門并相州御第小町上西北兩門、相州雖被候幕府、留守壮士等有義勢、各切夾板、以其隙為矢石之路攻戰、義兵多以傷死、次①元朝臣亭、酒客在座、未去砌、義盛大軍勢競到進門前、雖不知其名字、已發矢攻戰、淵醉之士敗軍没、其後凶徒到横大路、御所南於御所西南政所前、御家人等支之、合戰及數反也、略中而朝夷名三郎義秀敗惣門乱入南庭、攻擊所籠之御家人等、剩縱火於御所郭内室屋不殘一字燒亡、依之將軍家入御右大將家法華堂、可遁火災御之故也、相州大官令被候御共、○賊將朝夷名義秀、凡義武勇諱アリ、省略盛匪畜播大威、其士卒一以当千、天地震怒、相戰今日暮及終夜、見星未已、北条泰時匠作全不怖畏彼武勇、且棄身命且勸健士、調禦之間、臨曉更義盛漸兵尺箭窮、策疲馬、遁退于前浜辺、即匠作揚旗率勢、警固中下馬橋給、略下

三日、癸卯、小雨灑、○横山時兼等、義盛ノ手ニ合流セントスル記事アリ、省略義盛得時兼之合力、当新常胤之精兵自隣国超来、義盛雖兵尺矢窮、策疲足之兵、当新孫手羈之馬、然尚追奔、逐北至于横大路、鎌倉之前有此小路云々此時義村兵又塞其後、大破義盛、因效、遂不得免、多散卒等出浜、棹船向安房方、其勢五百騎許、船六艘、○次の条に続く

去、大軍忽至、醉郷之士依教被害、即放火烧其城郭、室屋不殘一字、自二日夕至四日朝、攻戰不已、如三周華不注、義盛士卒一以当千、天地震怒、此間千葉之党類常胤之練精兵自隣国超来、義盛雖兵尺矢窮、策疲足之兵、当新孫手羈之馬、然尚追奔、逐北至于横大路、鎌倉之前有此小路云々此時義村兵又塞其後、大破義盛、因效、遂不得免、多散卒等出浜、棹船向安房方、其勢五百騎許、船六艘、并数卒等出海浜、棹船赴安房国、其勢五百騎、船六艘云々、

①( )と点綴する記述を、巧みに( )①( )②( )③( )④( )⑤( )⑥( )⑦( )⑧( )⑨( )⑩( )⑪( )⑫( )⑬( )⑭( )⑮( )と二日・三日の条に記した吾妻鏡の編纂の仕方は、所謂切貼りを主体とした方式だけでは考えられぬ実態である。短い句に切り離って、随所に使いながらも、細部では異った記事として記している。たゞ、明月記では、三浦義村が將軍邸に密告したことになる。これより前に急を告げた大江広元との二人の注進を受けて、北条政子等が逃げのびたことになる。けれども明月記によつた吾妻鏡では、義村は、北条義時亭に馳け込んだことになっており、これを受け義時が將軍邸に急を告げる。従つてここでの二人は、義時と広元とに変わる。何か強力な史料があつてそう改変されたのであろうか。どうもそうではないらしい。といふのは吾妻鏡の( )と( )との間に挟まれている記述のそらざらささが問題である。吾妻鏡は、その時、義時は囲碁の席にあつたが、少しも驚かず、囲碁の目を数えた後、衣装を更め整えて將軍の許に行つたといふ。この碁打のポーズは、吾妻鏡によれば、関東から討手向けられた、かつての平賀朝雅のポーズでもあつた。仙洞の一部屋で碁を打つていた朝雅の許に、小舎人童が走り込んできて急を告げる。朝雅は少しも驚かず、もとの席へもどり、目の数を数えてから、おもむろに仙洞に暇を奏したといふ。武士の理想といつてしまえばそれまでのことだが、どちらにも共通した趣と筋である。この故に、ここはやはり、義時に関する記述は、編纂時における北条氏の実力を背景とした舞文とみる方がよいのではあるまいか。当面の和田合戦については、勿論、中略した箇所は戦況についての詳しい記事があるが、鎌倉における合戦を、京都在任の公家の日記でここまで飾つたのは、奇妙の一語につきよう。事件の発端を詳しく記した史料が、幕府方になかつた事を物語るものであろう。このような事柄は本来は関東方の記録で記す方針であるべきだが、偶々発端に関する史料がなかつたため、

明月記の文章を寸断して点綴し、記事を作らざるをえなかったのか。  
この場合、もはや明月記の本来の話の筋はない。

和合戦に伴う京都在住御家人等の動靜

八日、戊申、<sup>○中</sup>遠江守親広自京

都参着、為供養修造之塔婆、終其節之故、去二日出京之処、於路次聞合戦事揚鞭云々、

九日、己酉、天晴、<sup>①</sup>為三広元朝臣

奉行被送御教書於在京御家人之中、相州・大官令連署、又被載御判云々、是在京武士不可参向、於

關東者令靜謐畢、早可守護、院御所、又謀叛之輩廻西海之由有其聞、可致用意之由也、宗被仰佐々

木左衛門尉広綱云々、及晚景、近江・美濃・尾張等国御家人参着、

国土人民候煩己以千万、悉忘東作之勤云々、今日重勲功賞御下文等賜之、伊賀前司朝光以下数輩云々、<sup>○中</sup>

廿二日、壬戌、天晴、関東飛脚等自京都帰参、初使節去八日戌越入洛、後飛脚同十四日丑越入洛、因

玆京中浮説非一、自院有御禁制、亦在京士卒雖申可参向之由、有天

其後<sup>○建保元年五月九日条</sup>広元消息飛脚到来、

昨日申刻許参着、其後<sup>○西園寺</sup>公經又無音信者、京畿有骨肉之輩未知其存亡、在京武士等雖申可下由、且有

天氣被留、為京中警固也、遠江守親広依塔養在京、去二日下向、聞<sup>○以下、誤開ナリ</sup>

之揚鞭云々、或云、近江守頼茂去比下向、最前終命云々、又侍從能<sup>○二冬</sup>

氏<sup>○高能</sup>正月之比下向、死軍陣云々、<sup>○北条義時</sup>同泰時、朝時、相模国司、<sup>○二冬</sup>兩息、親能法師子・広元朝臣子皆死云々、不知実否、

十四日、天晴、巷説更不静、関東無重来使者云々、或説云、賊軍猶存、絶其糧道、將軍雖未没、如母郎

之在晋陽、事太急、故不得免使者云々、京中并近江・美濃等武士各令下向之謀、国土人民之煩己以千万、已忘東作之勤云々、嗟乎悲

哉、仍及乎、<sup>○下</sup>十五日、天晴、<sup>○中</sup>京中浮説、自院有御禁制、各無事由風聞云々、故親弘入道養子左衛門尉<sup>○美公三浦之難云々</sup>

在六波羅、依本姓其弟警固、檢非

門尉広綱、得私飛脚、相伴五条大夫判官有範、<sup>○有範、広綱各、自坊門、殿給馬</sup>已擬進発之処、御教書到着之間、留訟、

又去十四日故掃部頭親能入道猶子左衛門尉能直在六波羅家、三浦輩者依有外家之好其身警固、夏野次郎左衛門成時<sup>○大友尉</sup>自筑紫上洛、欲討彼金吾、自院御禁制之間、無事云々、

三日、癸卯、<sup>○中</sup>又相州・大官令承仰、被発飛脚遣御書於京都、兩人連署之上、所被裁將軍家御判也、是義盛雖令伏誅、余党之令紛散、未知其存亡、凡京畿之間、有骨肉、不日無羈素之儀者、難断後昆狼暎也、

それぞれの記事とも、全く明月記からの転載といつてよい。違った日の条の記事を①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩と並べ替へ転載した点は、前例と同じように、単なる切貼りのまゝというより、今少し手が入っているといつた方がよい。誤伝記事は、勿論捨て去られているが、奇妙なミスのあるのに注意しよう。④五条有範と佐々木広綱が関東下向を企てた部分である。吾妻鏡では、彼らは坊門殿(信清か)から馬を給わつたことになっている。何か別の資料に拠つたのかといふと、そうではない。明月記の⑨は、定家が亞相(西園寺公経であろう)亭での話である。明月記によれば、彼らが公経に馬を乞うたので、悉く与えたと公経

違使義成子左衛門尉成時自筑紫上洛、欲討彼金吾之由、<sup>○依前有風聞、今朝無事云々、昏向亞相亭</sup>廣綱<sup>○左衛門相共今日到来脚力参院、退出之次入来、件脚力見戦場者也、委語之、大略無為、有死傷之間輩多存命、謀反散卒行向方々、各差遣官軍云々、此説太尋常、有</sup>憲・広綱等武士六人明日下向、各乞馬、悉与之由被称、数多武士下向、路頭定枯稿歟、<sup>○下</sup>

十七日、天晴、昨日自関東有到来書云々、所仰広綱也、広元・能時<sup>○義時</sup>各加判、又有將軍判云々、在京武士不可下向、可守護院御所、又謀反之輩廻西海之由有聞、可致用意云々、<sup>○下</sup>

は述べている。当時の巫相といえは、坊門信清を指す、と単純に考へた吾妻鏡の編纂者の杜撰を指摘できれば、採録の基準も明かになる。

(卯) 延暦寺末寺清閑寺、清水寺と相論

[12六五〇]

十四日、○建保元年八月壬午、天晴、京都

二十五日、○建保元年七月天晴、○中伝聞、

飛脚参着申云、去月廿五日、清水寺

清水寺法師建立一堂、其地在清閑寺領之

由、彼寺憤懣相論之間、清閑寺為

寺領之由、彼寺法師憤懣相論之間、清閑寺為山抹寺之間、山僧又

台嶺之末寺山又咎之、清水寺依為

咎之、清水本自依為奈良抹寺、南京又怒云々、事定及不善敷、今夜

南都末寺、奈良殊怒之、而今日三日

山法師燒件新立堂之由、風聞、

清水寺構城、山僧集會于長楽寺、

後開、非大衆所為、  
或云、自清水方疏、

自公家先遣檢非違使有範・惟信・

三日、○同天晴、○清水寺ガ堀ヲ掘リ城ヲ

基清等、破却清水之城、制止武

備、急着法衣可在仏前之旨、被仰

含、寺僧承伏之、相次遣庁官長季

長楽寺ニ種籾ル事、後鳥羽上皇方北  
面等ヲ遣シ制止スル事等ノ記事アリ、博陸只

於長楽寺、被禁制之処、所司法師

今参入給、○中問今日事、清水寺

等僅相逢、更無承伏之詞、庁官猶

構城、山僧集會長楽寺、先遣檢非違

逢衆徒可伝倫言之由示含之間、惡

使、被破清水之城郭、制止武備、急

僧等出来、妄吐奇恠之詞、曾不可

著法衣可在仏前由、被仰含、寺僧承

惜身命、不及承倫言由、呵叱殆及放

伏穩便之儀、相次遣庁官長楽寺、

言、庁官為適當時恥退去之間、飛

被制止之処、所司法師等僅出合、

礫打門扉、馳帰奏聞之間、忽被仰西

更無承伏之詞、庁官猶逢衆徒、可伝

面之輩并在京健士・近臣家人等、困

倫言之由、示含之間、惡僧等出来、

彼寺四至、不殘一人可生虜之由

妄吐奇恠之詞、更不可惜身命、不

宣下、依之壯士等進先登、近江守

及倫言由、呵叱殆及放言、庁官為

頼茂將伏兵遮嶺東之險阻、生虜山

遁當時之恥還出之間、以飛礫打門

扉、馳帰奏聞、忽然被仰西面之輩

并在京武士・近臣家人等、困彼寺

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

人廻其所、指上旗於嶺上之間、更

頼茂將伏兵遮嶺東之險阻、生虜山

還奔、登嶺者不幾、干時不及狼藉、

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

刹甲冑相具之令参、殊預叡惑、凡

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

生虜三十人、被誅者十余人也、同

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

六日山門衆徒悉離山、打付中堂

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

三昧堂、滅堂燈、截落七社以下御

上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

簾・神鏡、鑲門々、追放祠官云

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

四至、不泄一人可擄取由宣下、須

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

更還奔、登嶺者不幾、仍不及

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

狼藉、只兩三人刹甲冑、相具所参

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

也云々、所諫尤穩便、

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

六日、天晴、○中又云、昨日大略

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

議定了、只流涕離山、打付中堂・

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

三昧堂、滅常燈、截落七社以下御

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

簾・神鏡、鑲固門々、追放祠官・

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

宮巫覡等、各嗚咽皆同下山云々、

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

是只天台仏法磨滅之期歟、

々、天台仏法及魔滅之期歟云々、

清水寺と清閑寺との相論から、清水寺が城郭を構築したことが問題

が紛糾した。しかし、これがどうして吾妻鏡の記事となるのだろうか。

か。大内守護で、のち後鳥羽上皇の軍勢に攻められ、仁寿殿中で自刃

した源頼茂が出るためであろうか。あるいは、在京の御家人達が出る

からであろうか。この事件は、十月に入って山門と南都との争いにま

で発展する。そのことは、明月記にも詳しいが、吾妻鏡に見える六波

羅飛脚の注進するところの同事件は、明月記の文章は片言隻句もみら

れない。そこは、採られなかったとしてよい。

十七日、乙酉、○建保元年八月京極侍從三位定家○建保元年八月、○建保元年八月二条中将雅経朝臣、獻和歌文書等於將軍家、蓋是先日被尋仰之故也、件變紙等今日到着于広元朝臣宿所、即持參御所之處、御入與之外無他云々、

これは、果して明月記に拠ったといえるかどうか分からないが、雅経が出てくるので参考として掲げた。(例)参照。明月記にはこのほか、同年十月十三日の記事として、「季巖僧都來談之次云、関東消息、五代集可宮送由也、予書古今乎云々、老眼不堪、旁雖無術事、已非能書之儀、依歌仙之教、不被厭鳥跡者、不可遁避由、領状了」という条があるが、吾妻鏡には見られない。(因)が明月記によるとすると、片手落ちのようでもある。

(因) 定家、実朝に万葉集を贈り、家領の地頭の非法を訴う〔12八三五〕廿三日、己丑、○建保元年十一月天晴、京極侍從三位○建保元年十一月、○建保元年十一月猷相伝私本万葉集一部於將軍家、是以二条中将○建保元年十一月雅経、依被尋也、就其去七日羽林請取之送進、今日到着之間、広元朝臣持參御所、御賞翫無他、重宝何物過之乎之由、有仰云々、彼卿家領伊勢国小河射賀御厨地頭渋谷善左衛門尉致非法新儀之間、領家所務如無、三品雖為年来之愁訴、本自依

廿四日、○建保元年七月天晴、○中未時許二条中将過談、○中未時許自関東被京章○中未時許子等事云々、○中未時許十日、○同年陰晴、○中未時許昏件章朝臣來談、○中未時許十三日、○同天晴、夜月蒼然、仲章朝臣以書状重借歌文書、案之関東事○十一日条「今朝昔説云、関東謀反之變、夜襲將軍帳下、已以滅云々」ヲ指ス、浮説敷、將軍好和歌、求如此文書欲下向由、密々語之、

八日、天晴、二条中将過談、○中未時許予有示付此中将事、且依其事清談也、雖恥追從、漁父之跡也、將軍被求和歌文書之由聞之、仍所相伝之秘藏万葉集奉送由書々状、昨日付此羽林了、○中未時許広元朝臣消息之次、下官有愁訴敷可委承由、示送之由、先度対面之時中将語之、依其事表此志也、勢州地頭事、○中未時許年来之愁訴何事過之乎、予本自依不染世事、

不染世事、不奔營此事、思而涉旬月許也、而去比以広元朝臣消息、有愁訴敷之由重被触遣之時、為休士民之歎始發言之間、有其沙汰、被停止件非儀云々、是併被賞歌道之故也、

二条（飛鳥井）雅経は、蹴鞠・和歌の家柄に生まれ、大江広元の女を娶って教定ほかの子がある。実朝が、大江広元を介して、雅経に定家への幹旋を依資しているのは、この関係においてであろう。この教定の日記が、吾妻鏡の編纂の材料となったことは、有名である。たゞ、(因)の実朝の親近の儒者源仲章の存在が、吾妻鏡では姿を消している。彼は、(因)で明月記仕立ての記事の使者派遣主に擬されているにも拘らず、このようなことになるのは不思議であろう。定家は、この次に、家領の地頭の違乱を訴えている。吾妻鏡では、荘園名や地頭の名字渋谷善左衛門尉が見られる点で、単なる切貼りに補筆といった編纂よりも、別のものを考えてよいのではなからうか。

穿ち過ぎと笑われたかも知れないが、以上で一つの記事中に幾つもの可能性を想像してみる作業を終る。極端に憶測を加えずため、不確実な要素が多く入り込んでしまっていることは否めない。一貫した採録規準はなさそうだが、どうも次の五つの要素のうちの幾つかを含んだ記事が、明月記を採録しようとした目的だったらしいことが考えられよう。

- (1)幕府や御家人の動靜
- (2)後鳥羽院政下の風潮
- (3)承久の乱に関係ある武士や公家の動靜
- (4)將軍実朝個人か、その姻戚筋の坊門家の動靜
- (5)定家個人のもので関東にも関係のある事件

このほか、どうしても採録した事由のわからぬものも存在した。

不奔營此事、被尋問之時猶默止乎、仍示達其事也、○中未時許

採録されたものでは、二三の改訂を施されただけでそのまゝ吾妻鏡に収録されている場合がほとんどであるが、明月記の記事がもう一つ或は二つ以上の有力な史料といつしよに扱われる場合、それぞれの語句が切り離されて吾妻鏡の編纂者によって別物に仕立て直されている。後者の場合には、いわゆる切貼り以外の編纂方法もあったことを示している。

明月記中の定家の述懐記文を以って、三善康信の言動とした例も、既に指摘されていた(イ)のほか、(ロ)を加えることができたし、(ハ)の中にもそれらしいものを見出す。これらの改作の跡には、通説のように、編纂の実務に関与したものの中に、三善(太田)氏の子孫がいて事実以上に祖先の功業に筆を尽したであろうと考えるのは動かし難いようである。

さて、再び初めに掲げた三つの問題に戻して考えてみよう。

(イ)について。確かに明月記が利用されている記事は、実朝將軍時代に集中する。しかし実朝自身の記事に限られていない。明月記で実朝將軍時代のほかに、これらと同じような趣の記事を取り出してみよう。建仁三年十月廿五日、大番役勤仕のため在京中の大内惟義の宅が焼失した記事がある。承久の乱の張本であった尊長法印や、京方に加担した御家人大内惟信逮捕を伝える安貞元年四月、寛喜二年十二月の記事がある。これらは、吾妻鏡には採録されていない。特に前者は、その前の正治二年四月の記事が(一)として吾妻鏡に採録されてきているのであるから、採録される可能性は充分あった。全体としては、実朝時代中の四年間に集中していたことは否めない。幕府は編纂の為、冷泉為相との交渉があったことから、彼に定家の日記の抄出を求め、為相もかつて定家と実朝との関係を想起し、その頃の部分を許したのであろう。それ以上に手を拡げて、関係史料をあるかどうか不明の明月記の他の部分にまで求めようとするのは、時代として無理なことである。従って、(一)~(ロ)までと似通う記事が明月記の他の部分にあって吾妻鏡編纂者に採録されなくても、非を鳴らすことはできない。実朝時代と限ってみても、明月記は一部を欠いているので、これらのほかにもあったかも知れぬ。(ロ)の例

より二年後の吾妻鏡の記事、建保三年正月廿日条の、坊門忠信が実朝夫人へ送った使者の言に附加えられた部分、

去年十二月廿九日晚景、於殿上藏人勘解由次官平宗直、与中宮大進藤原兼隆起鬪諍、大進打次官、仍翌日卅日兼隆被記流土佐国、参議定家卿参結政、被行講印云々、

も、やゝ無意味な採録ではあるが、前の場合のように、明月記と推定できはしまいか。しかしこれ以外には、可能性のある記事は少い。

次に(ロ)の使者の点について考える。対照をみても判るように、吾妻鏡の編纂者が何故その日に明月記の記事を収めたか、不可解である。既に使者と報告内容とが密接に結びついているものは、ごく希であり、また使者の鎌倉下着の日付に至っては、明月記の中には何の手懸りもない。勿論、明月記の日付から一定の間隔を置いて、つまり使者下向に關しての当時の常識的旅程日数を隔て、使者に報告させている結果でもなさそうである。吾妻鏡の編纂者が恣意的に掲載しようとした結果としない限り——余り最初の段階から恣意的な操作を想定してしまうと、この書物については、何の研究もできなくなるであらうことは、前に触れた——鎌倉側に、こういった使者の往還に關する史料が存在していて、使者の点はそれに依拠し、内容は明月記その他を追加したものではなからうか、と考えてみるのである。或は使者の出所は、他十明の他にあったかも知れない。

恐らく幕府というものには、機関の帳簿としては公的な使者の往還を一貫して記録していたものはなかったと思う。あるとすれば、評定衆なり政所・問注所・侍所など世襲的な吏員が個々の家において記した公務日記の中においてではなからうか。こゝで想い出されるのが、例の建治三年記、永仁三年記の両書である。これらは、評定衆や問注所執事を歴任した家の、太田(三善)康有・時連父子の日記から、何らかの理由で一部を抄出されたものとされている。康有は例の三善康信(善信入道)を祖父にもち、祖父にも公務日記があったらしいことを窺える吾妻鏡の記

事もあるから、こういった幕府の世襲的事務吏員の家には、日記——貴族のそれと若干ちがった日記があったとすることが出来る。しかし残念ながら、両書とも、吾妻鏡の記載範囲より後の時代についての日記抜粋であるため、直接の手懸となすべきものはない。しかし注意してみると、そこには、京都からの使者についての簡略な記事が——詳細でないのは、一概に抄出のためとのみえないが——散在する。例えば、

仙洞御使播磨前司(藤原)永康近日参向之間、勢入令問答云々、(建治三年記四  
月四日)

仙洞御使永康朝臣帰洛云々、(同四月九日)

安東新左衛門自京都下向、南都合戦次第アリ、(永仁三年記二月廿一日)  
南都事、……御使安藤左衛門尉重繩訓釈申之、(同二月廿五日)

使者の往還を、編纂者たちは一方ではこういった日記により記し、明月記の記事を付加えて条文をなしたものではなからうか。京都使者参着とか六波羅使者参着などのなかには、編纂者の鎌倉中心主義の体例のため、俄かに案出されたものがあるかも知れないが、<sup>(2)</sup>具体的な使者名と到着日付まですべて机上で作りに出したとは考えられずとすると、このように理解するべきであろう。

もっとも、なかには付け合わすべき使者の条を欠いたため、京都の事柄が鎌倉であったかの如くなっている条もある。例えば、吾妻鏡では、元久元年十二月十日、実朝夫人となる坊門信清の娘が鎌倉に下着したという。けれども明月記ほかの正確な記録によれば、彼女はこの日に京を立つ。恐らく京都側の日記の抄出を切り放した際、これを付け合わすべき使者を欠いてそのまま掲げられ、「関東下向」が京都出発を示さず、鎌倉到着を示すことになってしまったものであろう。

(ハ)についてみると、既に触れてみたように、実朝時代に限っても、明月記の中には、吾妻鏡に引かれなかった他の関東関係の記事が多いし、吾妻鏡にある京都関係記事がすべて明月記とはいいかねる。そこに一概に言い切れるものはないことは、明らかであった。例えば、宙で触れた

ように、清閑寺とは清水寺の相論は、発展して山門南都の鬪諍にまで発展するが、この後半の鬪諍を六波羅飛脚の注進として伝える吾妻鏡の十月廿九日条は、明月記から採録してもよさそう——事実、明月記にはもっと詳細に伝える——だが、そうではない。他の記録・日記を引用する場合とも考え合わせるべきだが、採訪に徹底性一貫性はみられない。

さて、以上で明月記と吾妻鏡との関係をもとにして、編纂事情を窺ってみようとしたが、一般的に最初から漠とそう考えられたもの以上に、明確な新しい何も出てこなかった。すなわち、幕府は、冷泉為相との昵懇な間柄から、——この間柄がなければ、恐らく明月記を採訪することはなかった——その祖父定家の日記のなから將軍実朝や御家人や実朝時代の関東と関係ある記事の抄出を依頼した。冷泉家側では、その希望に応じると思われる記事を見せたか抄出して送ったかしたが、今日のような明確な規準とてなく、抄出者側の漠然たる方針にまかされていた。抄出は切貼りされて草稿となり、補筆が加えられた。しかし、鎌倉に史料があった事柄には、明月記の佛をどめぬまでの語句に切断して繕められてしまった。それなら吾妻鏡の編纂者が、自分で筆を執ればよさそうに思うが、そうはしないようである。特別の場合以外——賞讃や非難などの評価や要約の文章以外は、編纂者は記事を作らないようである。

この他の記録についてみるときに、以上、明月記を対象とした吾妻鏡編纂者の態度から一応考えられるものは、次のようなものだろうか。

京都側の記録が採訪される理由は、京都に於ける幕府と関連した或る種の動静を掲げようとする為であることは確かだが、記事が鎌倉に於ける事柄ならば、伝聞記事であろうとも誤聞でない限り採録するらしい。従って後者のような京都側の記録は、吾妻鏡の中では、使者や帰参者の報告という形式以外の条でも用いられている可能性がある。京都側の記録も当然のことながら明月記一種ではありえない。(といっても、今日知られている当時の他の日記が利用されている可能性は低い。)記述当時と編纂当時の二時点で、特に後者の時点で記主側と幕府側とが密な関係

にあつた日記であれば、利用されている可能性があるといえる。また吾妻鏡の各記事では、その主題なり登場人物などが、必ずしもその史料の出所を物語ってくれない。たとえ記事が或る家と深く関係する内容でも、別の、今日ではその事に関して二次的と思われる所を出所している場合も多い。連続した事柄に見えても、実は同じ史料から採録したものでない場合も、考慮に入れねばならない。又・次などを介して連なる記事で、史料出所が別の場合が少くない事実も、看過してはなるまい。

註

- (1) 八代国治「吾妻鏡の研究」(大正元年十二月刊)に詳しいが、また和田英松「吾妻鏡古写本考」(史学雑誌二二編十号、大正元年十二月、のち『国史説苑』所収)にも指摘がある。
- (2) 佐藤進一「吾妻鏡の原資料」(史学雑誌六一編五号、昭和二十七年九月)・丸山二郎「金沢文庫の吾妻鏡断簡と寛元二年記」(歴史地理八六卷三号、昭和三十一年五月)  
なお私も、「所謂吾妻鏡断簡について」(日本歴史一七九号、昭和三十一年四月)の中で教定の日記と吾妻鏡の対比、及び後半の將軍頼経移徒次第書の成立年代の考証を試みたことがある。
- (3) 八代国治前掲書のほか、石母田正「一谷合戦の史料——吾妻鏡の本文批判の試みの一環として」(歴史評論九九号、昭和三十一年十一月)・平田俊春「吾妻鏡と平家物語及び源平盛衰記との関係」(防衛大学校紀要八輯・十一輯)がある。
- (4) 平田俊春「承久役に関する吾妻鏡の記事の資料について」(歴史地理七三編七号、昭和十四年四月、のち『吉野時代の研究』所収)これに対して私は「吾妻鏡のものは吾妻鏡にかえせ——六代勝事記と吾妻鏡——」(中世の窓七号、昭和三十五年十二月)で、六代勝事記は、吾妻鏡ほかの抄約にすぎないのではないかと考えた。
- (5) 「国史大系所収主要史籍解題 吾妻鏡」(日本歴史一九四号)、この

稿の訂正を意味する「金槐和歌集の柳菅亜槐」(同二四四号)。ただし、目下のところ、この集が吾妻鏡の編纂に披見されたかどうか、確とした論を持ちあわしていない。

(6) 福田栄次郎「毛利家本吾妻鏡について」(駿台史学九号)

(7) 保阪潤治氏所蔵文書、文永十年八月廿四日藤原為家讓状

まことに故中納言入道殿日記、自治承 人はなにも思候はねとも、

一身のたからと思候也、子も孫もさる物見んと申も候はず、うちすて、候へは、侍為想從殿にたひ候、かまへて見おほえて、公事をもつとめ、人の世にある様をも見しれとをしへさせ給へ、又、本書とも心許はちらさず候、物ならひぬへき四道博士候ハハ、かたらひよりて、よみならへとおほせ候へ、歌の事よりも、てつからかき点して候ふみともにて候也、これらよくよく返々をもくせられ候へく候、あなかしく、

文永十年八月廿四日十種師日 (為家) 融 覚

相伝和歌文書等、皆悉為相にゆつりわたし候、目六同副遣、返々あたるましく候、あなかしく、

文永十年八月廿四日 融 覚

侍從殿

明月記の自筆本の行方については、辻彦三郎「明月記自筆本の研究」(国学院雑誌五五卷二号、昭和二十九年六月)によるところが多い。

(8) 「元久記」「貞永記廿卷」は書名だけで内容が不明であるが、私は、これを和歌関係の別記で、日記ではないと思う。「貞永記廿卷」は巻数が多すぎる。「定家卿元久元年七月廿二日記云」として引用されている記事は、「可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>左大弁<sub>二</sub>之由、有<sub>レ</sub>仰、参<sub>三</sub>尊勝寺<sub>二</sub>云々、遣<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>侍御、良久参入、依<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>参上、殿下伝<sub>レ</sub>仰云、」という書出して、勅撰集の序を書くこと命じられたこと、及び書名をどうするかについて下問あつたこと等を記している。

(9) 徳川幕府は、金地院崇伝に命じ、冷泉為満の許に伝わった明月記(恐らく原本)の新写本を作らせた。六十三冊。内閣文庫現蔵。詳しくは、『近藤正斎全集』第二、右文故事卷之一ほか参照。

(10) 藤原定家卿七百年記念遺墨展観目録附記

(11) 定家自筆記、自治承至此年<sup>二治也</sup>、凡公事故実和歌奥旨明鏡也、住吉明神神託云、汝月明云々、仍号明月記、此記<sup>(冷忠)</sup>為秀卿正本相伝之外、更無所持人也、不可有他見、  
二系也 四朝執柄判

(12) 文学、昭和三十三年三月号

(13) 太田晶二郎氏の教示による。

(14) 吾妻鏡では、明月記の記事を受けてもそのままではなく、補いうる説明はできるだけ補入する。明月記中の官職名だけの呼称には、別の資料によって人名を補入しようとしたりする場合は多かつたらしい。(17) 参照。しかし(一)の少輔入道、や(二)の按察卿、のように、比定することができなかった場合には、を以て示している点、注意する必要がある。

(15) 京都の火事の記事が、吾妻鏡に皆無というのではない。多くは、注釈的説明のない断片的記事にとどまる。

(16) 大内惟義は、鏡ではこの翌年、駿河守として出る。従ってここでも駿河守とするか、前官によって相模前司と呼ぶか、どちらかであろう。使者の名を編纂者の机上の作為とするには、絶好の資料となろう。(四)の源頼時を筑後前司とするのも、翌年の同じ資料が筑後守としていて、問題を含む。しかし頼時の方は、明月記に筑後国司とある以上、問題はなさそうである。むしろ鏡の翌年の建保元年六月条に史料批判を向けるべきか。

(17) 殆どが或る資料に依拠しながらも、その間に断片的な説明記事——例えば人名などを補入した場合もよくある。由の場合、明月記ではただ検非違使とあるのに、鏡では五条有範、大内惟信、後藤基清の三人の名字を補入している。こうなると、机上の作為というより、

別に史料があつて補つたとしか考えられない。或は検非違使の判官級に関する資料であつたものか。飛鳥井教定卿記を吾妻鏡の資料とした際でも、こういう人名の補入があることを示したことがある。

前掲「所謂吾妻鏡断簡について」参照。

(18) 史料編纂所影写本 3073/17

(19) 吾妻鏡元久二年閏七月廿六日条。

(20) 註(17)参照。

(21) 建治三年記は、或は吾妻鏡編纂の資料として提出されたものではあるまいかと推測されたこともある。竜肅「建治三年記考」(『鎌倉時代上』所収)

(22) 二条教定の日記が吾妻鏡に採用された場合も、全体としては日記に依拠しながらも、教定自身が「不見知之間、委不記之、」とした部分について、他に資料を求めて補筆編纂した点も考えあわせることができる。

(補1) 最近入手した国学院大学大学院紀要第一輯の野口武司「吾妻鏡の編纂技法」にも明月記との関係を論じた部分がある。この論旨は、使者の問題を、日記形式をとろうとした編纂技法に起因した作為と説くようである。